貝原
先生
家訓
全

曽
775
282

門4曾4
橋 775
本 282

題貝原先生家訓首

自顏氏有家訓。而後之君子。義方〻教。以貽厥孫謀。歷世相經。愈出愈精。其所以惓惓而諄諄者。蓋藉而消息之。無不丁寧及。蓋曲周密焉。然事或煩侈。作言或激厲。不無遺夫子未出者。此書。吾門不過

東京帝國大學圖書之印

三源僅十二簡易直截拈要不
仇譚人典要後人易守爲貝原
氏子孫者奉以爲金科玉條亦
可知已余嘗閱之貝原先生德
行通篤學淹弘通博手爲大藩
儒宗以矜式士大夫其所著述議
論純正治可以樹後學玉篇
國家諸書則寒鄉窮徼莫不流
傳武人俗士亦皆享受拮據其
所以嘉惠天下後世豈云淺鮮
乎此書未有刊本洪年余在
江都得之於人某藏之巾笥久
矣須書肆有已梓之者余意先
生自沈朱殆八十年著述已
數十部此書獨至今未刊嘗先
生自謙不許視之人手將其家

秘之不歌公之世也雖然君子
治言吐之為則寧可以其蔭之揚
之軒輊乎延此書之行人奉之
為金科玉條則實踐篤行亦可
以為先生之流矣嗟乎管嘯為
貝原氏家訓而已哉余私淑先
生者也因欣然校之梓人云
寛政癸丑重陽日 赤穂 赤松勲題

大正二年一月吉寄
中村楠雄氏贈

貝原先生家訓

聖學須勤

一凡人たるものは聖人の行ひ給へる
ことを人のうらやまるゝ如く志
かるべきことなり初めは君子
なりとてもなほ怠りなくつとめて
らるべし聖学をうとんじ
の法は書籍よりみ古を考へ人に問ひ人の
教へをもて自用ひ防ぐべきなり
なるものと知り
ばなり君子之過如日
月之食焉過也人皆見之更也人皆仰之
小人の過ちは文をかざりて

小人のさく所なり基界しら古語に云人は智人
雖然過を改ば吾美大焉といえるを仮も
我を留ありうら吾人と行るべき所の為の
ちからなたのみて人を愚なりとて
いさめを拒ぎ家を異にすべき人いたて
愚なりといえども一事の善なることあらば
故に愚人の言をも理あらば用ゆべしまれ
を留ゆうとしてそのものを必愚人なり我を吾
なりとする者いかなるべき強人をあくを知るも
のは大愚にはず人を侮る者必天の咎あり
人のうみあり故に学問智恵藝能ありとも是
らはらが内の神なれば称べき神なる故

[illegible]自慢し人を侮るべし古の名
ある聰明叡智なれども是を守て愚と
なや未世の凡人俗なる者は知かく
いえることなり基界新に吾はのり能ありとも
自慢ひらげうべし慶べうべし其平をその
吾と善人を強て強れば強れば自慢
みうる能をるるべし称ありれば
ものを能自慢をして吾を侮る事
ゆうべし自智ありて人の能を用ひざるは
ゆえに愚日ふ也ゆえに吾日うる故さと
ひ智人と同位に別々なるもの
賢者一成の書を書て傾学問するとも

益なきのみあらず[illegible]場のみ紙助て自己大臣
方を教て人を[illegible]る即ち[illegible]て
大なる害となる是以称ハ天下の政治なると
古人の誡明也学問改革する者実一も[illegible]
べし又称するハ必剛愎也剛愎也別愎也[illegible]
こゝなり剛愎なれハ諫紙をゞ非を遂て自紙
ちに是人なりと[illegible]
遠ざる紙なりて[illegible]人を称ハ
智紙ハ[illegible]
諫紙独て[illegible]
[illegible]

[illegible]学問とせばまづ称紙なり諫紙用ひ
志紙用ひ[illegible]
[illegible]

幼見須教

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]人と称さい[illegible]
又幼子をいざひ[illegible]
[illegible]
[illegible]の道[illegible]
[illegible]と止んとて[illegible]
[illegible]て深なさ[illegible]
[illegible]
[illegible]

抑不学を補ひ中に叶しむべき性質の如き
不学者に減め医者に成べし凡小児を育する方
法は専ら其心の志を養ふべし然れ
ども学問を教ふるに始て書を授ること
一 仮書を教ふるに和字の模写幼より必古の
手法正しき仮書を教ふべしもし
然らざれば一生を仮にして
一 士人は学問者自ら士人一家一村に教ふる
用に立べき文を以て博く文芸を学び答
和漢書籍を用ひ書法文字は学問の
力なり一行歌の五七文典故の書系
養生の術とも為て学べし詩は乃風
教の功を勢ひ為る天才を若い作るべき学問の
功を勢ひ為る術と若め拙くも自その拙さを
知べし人の消を得て益を求て武芸は剣術槍術
射馬流拳法柔道戦法は必ず
其大小に応じ士に依よりて学ぶ
べし半を学芸を習ひ日を修行時を
以て勤むべし学問は年齢に応じ
学べし凡て一生学の
古の聖人は学問は小学より
一 学問とは明師良友を
もとめ学ぶべし師友
授べし法度を教ひ

一六歳の正月始て初の名し奈邦の假名を習しむべし
伊呂波の歌かゝいうえおとのゐ十字を教ゆべし
和語を四五ヶ月かゝうて七歳の時始て孝経を読ム
孝経忠信礼義廉恥の義を教へ又常の倫の綱
六紀四端七情六欲四民等の名目多くかゝ
しむ一時に多く教ゆべからず
能覚えて後小児より書を使しむる方法也
一八歳に古人小学を入べし年なり初て論語を
しむ幼者に大意せしむ穂義を教ゆ
しむ又和漢字の音書を習しむ
一十歳小学の書を読ませ終て教授のさしやくを
簡要なる所を記誦しむべし奥義を習はしむ
一十一歳より御四書の経旨より文武の義
能を習はしむ
一十二歳に古人大学を入べし年なり
理を学び己を修人を治る道を知べし
りとも先より二十歳との間小学四書等の大義を通
ずべし若聰明なる人は猶多く知べし
一孔君子の学問は智仁勇を本とし父子君臣
夫婦長幼朋友の六倫を主とし
主んずべし若父の恩孝なるべし
学問の大綱は大学を経の文朱子の学規を法則とし
外天地聖人の道を教ゆ仏氏の教ゆ
仏氏は清虚を貴ぶ其不孝の罪

陽のうるわしき天地神明の恵をうけ奉り天地
神明の罪人なるべし天を仰ぎては慚愧と
なし地を伏しては慙愧と
なるべし但不仁の天の責を免るゝ
ことなし事の出来ること
一凡そ孫たらんものは心法真実にして仮曲なく
人を敬愛し怠慢を避し
改めて天を畏れ
身をもて人の一生は和合天を奉
べきこと天地に向て恥
神に詫び潔しして
神は非礼をうけ給
人の義務なり

一孝は百善の本なり
神やすらん
一凡先祖父母を孝養せざる者は
知り仁義の道を行ひ
先祖の名を汚して
先祖の名を汚し
先祖は孫の
乃ち慕て
但國法
夫孫は先祖の
云ども本族

らびに族とは父族と父族と母族とをも私と同
じく二族の次第は第一父族第二母族第三妻族と
なり母族は妻族より厚く父族は母族より厚
くなり次第相違いなり世俗に父族を
ただ代々系譜と記し世多へその名と一世ごとに履歴
実と伴よりあるく実録を私して補益をこと
さらに子孫名系譜と記して先祖の
流紀を永く断絶さるべし功徳ある人は行状を
書せ墓表に立べし

士業分意

一士は学問ひと洲で業を仕へて身を立ること
なりとの間に相伝する

意なり知行は仕の字なれども用ひられども四民の
名の内は士の字を用る漢土は学以居位士
は書精蘊は学問入官者と居位者とのみちと学で官位に居者と士とは文武のうち
とさらびしては士の職分なるべし士の名は
実は士の字人十人一農工商は家業一動して
半分士は本多き者なるべし宇宙の間に
なるべき職分なれば士はその勤るさとの多と
貴くなるべしとは古書の見えたり士の
字の義とよく願くば知るべし士の家業
は分を弘部てきれを形なべし家業なれて
人を治るべしたちまち人を責べからず

前さ様と御ら者の〳〵ハ勢の強者沖〳〵人を養べ
ら人我子孫うるものハ文武の家業を法ら方を勧めを子孫
も必教〳〵人生の分ハ如教ふとなさ文も
見人〳〵ら人武士うるものハ忠孝義理のあらくして
武勇かけ君を為ら忠義なるべらず〳〵人武士の部さけれ
武勇を不知武士を不知軍用を〳〵くして心たけ
くしも備りして武勇ハ知りかゝ役ハ武士
のを内ハ忠孝義理をかんて知らて外ハ武藝
をあひ武役〳〵かゝぶ知〳〵武士をして
忠孝義理のを弘不知武勇を〳〵武備をして
武士の業をなきもうひ君弘治さ出弘
うすれ君の御を食でも職を忘ら者ハ家業の

解ひ〳〵くしたなる恥なる武備を
平生江戸ハ時ハ病を用ひを分ひて不
足なきやうに用意を〳〵

一年ハ戰用を節なく倹費さる家ハ戰不足
する故〳〵貧窮を救ふ〳〵不仁ハ流る
藩私のハも自為く成く義理をうるひ
記風用なの文ハ簡略して礼〳〵すさんの
紙面を書ても備〳〵ひて伝を
なひ家用足〳〵ハ不忠ら紙を用る事
宜ハ時さ〳〵ハ紙不足して勢さこと
行ひ〳〵ハ奉ずる事行約して戰と用ひ
ら〳〵ハ費を省て入る事法ら〳〵

子孫を海外に送りて開墾を勧ひわが農夫の
徒人軍用と助へ
食うて其禄と
古人三年耕して一年の
食を蓄へ三年を用て一年の
衣を古紙を制するの法あり
の紙をかぶれ
人の紙地と作りて
紙を除かずして
人は能く人
ハ仁義のみ
紙を奉ぎるの
各書

一 四民の内士紙ハ
文武の
ひその家紙無し
若朝
先祖
多
工商
農
を改め
業を捨て
庶民
紙を孫
紙を
のものを
四半
男

一 紙と出るのハ忠孝勤倹の四字を在君と仕へて

[illegible]

[illegible]

[illegible]